



# フィデリティ・ アクティブ・ ラップファンド

(スタンダード)

(グロース)

(アグレッシブ)

**愛称：フィデラップ**

追加型投信／内外／資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

■投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

**フィデリティ投信株式会社**

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

照会先

ナビダイヤル：**0570-051-104**

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.fidelity.co.jp/>

受託会社

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

**三菱UFJ信託銀行株式会社**



ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
スタンダード	追加型投信	内外	資産複合
グロース			
アグレッシブ			

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式(一般)、債券(一般)、資産配分変更型))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	あり(部分ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会<sup>(注)</sup>のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

(注)2026年4月1日付で「一般社団法人資産運用業協会」へ名称変更される予定です。

委託会社

## フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2025年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

6兆7,850億円(2025年6月末現在)



**Fidelity**  
INTERNATIONAL

■この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう  
フィデリティ・アクティブ・ラップファンド(スタンダード)、  
フィデリティ・アクティブ・ラップファンド(グロース)及び  
フィデリティ・アクティブ・ラップファンド(アグレッシブ)  
の募集については、委託会社は、金融商品取引法  
第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月25日  
に関東財務局長に提出し、2025年9月10日にその  
届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様に  
ご意向を確認させていただきます。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)  
に基づき受託会社において分別管理されています。

■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨を  
ご自身で記録しておくようにしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

スタンダード	ファンドは、安定した収益と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
グロース	ファンドは、投資信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
アグレッシブ	ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

## ファンドの特色

- 1 「フィデリティ・アクティブ・ラップファンド」は、リスク水準が異なる「スタンダード」、「グロース」、「アグレッシブ」\*1の3ファンドで構成されています。

\*1 「スタンダード」、「グロース」、「アグレッシブ」の名称は、各ファンド間の相対的なリスク量を表すものです。また、いずれの名称も、元本を確保することを意味するものではありません。

- 2 投資信託証券(以下「投資対象ファンド」ということがあります。)への投資を通じて、世界(日本を含みます。)の株式および債券に投資を行ないます。

- 3 長期的な資産別見通しと投資効率性を重視した資産配分(以下「基本資産配分」といいます。)に基づき\*2、リターンの獲得を目指します。

\*2 基本資産配分は、原則として年1回見直しを行ないます。ファンドの運用においては、基本資産配分に常時完全に一致した運用を行なうわけではなく、また、資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、当該資産配分から乖離した投資判断を行なう場合があります。

- 4 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジ\*3のため外国為替の売買予約を行なうことがあります。

\*3 債券部分で組入れる投資対象ファンドについては、為替ヘッジを行なうことを基本としますが、市況および資産規模によっては、取引コスト等を考慮し一部為替ヘッジを行なわない場合もあります。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## 運用の委託先

ファンドの運用の指図に関する権限の委託については以下の通りです。

委託先名称	委託する業務の内容
FILインベストメンツ・インターナショナル (所在地:英国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドの基本資産配分の運用(設計・見直しを含む)の指図を行ないます。
FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、上記以外のファンドの運用の指図を行なうことがあります。
FILインベストメンツ・インターナショナル (所在地:英国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドの基本資産配分の運用(設計・見直しを含む)の指図を行ないます。

※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※FILインベストメンツ・インターナショナル、FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッドおよびフィデリティ投信株式会社は、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナルの一員です。

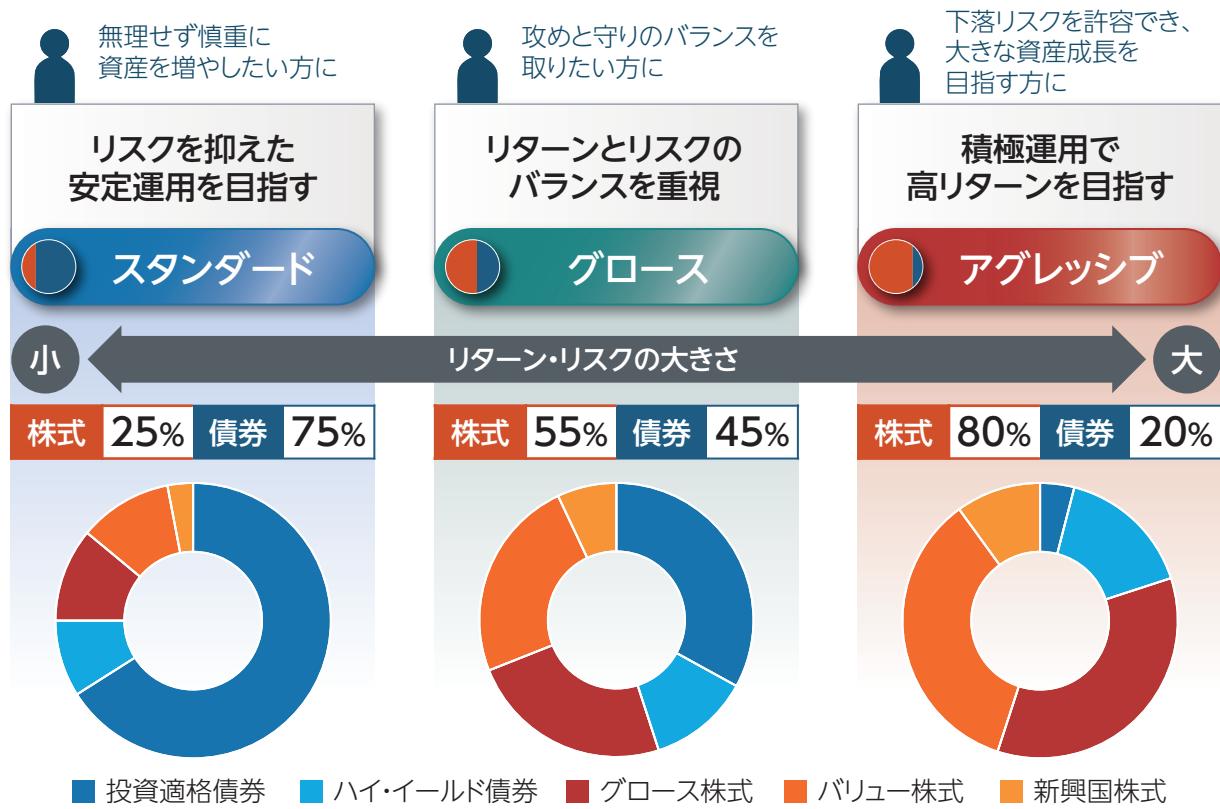
フィデリティ・インターナショナルは、世界で280万以上のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知識を提供しています。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドのポイント

- 投資スタイルに合わせて、リスク水準別に3つのコースをご用意しています。
- 株式と債券の分散だけでなく、株式内・債券内でも異なる特性の資産を組み合わせます。



(注) フィデリティ投信作成。2025年4月末時点。基本資産配分は、原則として年1回見直しを行ないます。債券部分で組入れる投資対象ファンドについては、為替ヘッジを行なうことを基本としますが、市況および資産規模によっては、取引コスト等を考慮して一部為替ヘッジを行なわない場合もあります。リスク水準は過去のシミュレーションによる結果であり、実際のファンドのリスク水準および基本資産配分は市場環境等によって変化します。

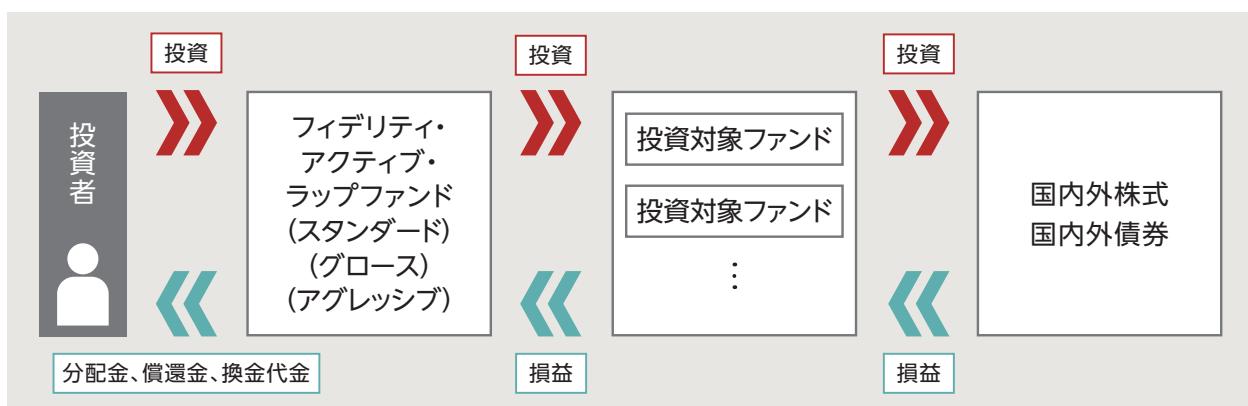
### 投資対象ファンドと期待される役割

資産	戦略	投資対象ファンド	期待される役割
債券	投資適格債券	フィデリティ・グローバル社債・リサーチ・エンハンスト PAB UCITS ETF	ポートフォリオの変動を抑制し、リターンを安定化
	ハイ・イールド債券	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド (為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)	高水準の金利収入によるリターンの積み上げ
株式	グロース株式	フィデリティ・グロース・オポチュニティ・ファンド (適格機関投資家専用)	上昇相場でより高いリターンを狙う
	バリュー株式	フィデリティ・世界割安成長株投信 3 (適格機関投資家専用)	市場急変動局面での下値抵抗力
	新興国株式	フィデリティ・新興国中小型成長株投信 2 (適格機関投資家専用)	新興国の経済成長の恩恵や、先進国株式からの分散効果

(注) フィデリティ投信作成。期待される役割は各ファンドの特性に基づくイメージです。実際の運用成果は異なる可能性があります。市場環境等によっては上記以外のファンドを組入れる可能性があります。また、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み



各ファンドは、複数の投資信託証券(投資対象ファンド)への投資を通じて、主として国内外株式、国内外債券へ実質的に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

## 主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への投資

直接投資は行ないません。

外貨建資産への実質投資割合

制限を設けません。

一発行体等に対する株式等、  
債券等およびデリバティブ等の投資制限

投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## 収益分配方針

毎決算時(原則8月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 基準価額の変動要因

#### **投資信託は預貯金と異なります。**

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。**

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なう投資対象ファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

#### 主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
信用リスク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付けされた債券に比べて前述のリスクが高くなります。
金利変動リスク	公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。
為替変動リスク	為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。為替ヘッジを行なわない外貨建資産については、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
カントリー・リスク	投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### ■ その他の留意点

- **クーリング・オフ:** ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- **流動性リスク:** ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てる必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。
- **デリバティブ(派生商品)に関する留意点:** ファンドは、ヘッジ目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。
- **分配金に関する留意点:** 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- **購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点:** 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等))があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

## 2. 投資リスク

### リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

#### 運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

#### 運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

#### 運用リスク管理部門

流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

## 2. 投資リスク

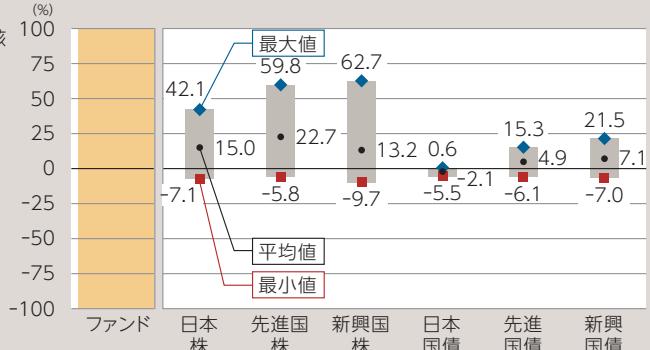
### (参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

#### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 スタンダード／グロース／アグレッシブ

※ファンドの運用は、2025年10月7日から開始する為、届出日現在該当事項はありません。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 スタンダード／グロース／アグレッシブ



※ファンドの運用は、2025年10月7日から開始する為、届出日現在該当事項はありません。他の代表的な資産クラスについては2020年7月～2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### 代表的な資産クラスの指標

<b>日本株</b> TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
<b>先進国株</b> MSCI コクサイ・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指標です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
<b>新興国株</b> MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指標です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
<b>日本国債</b> NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
<b>先進国債</b> FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
<b>新興国債</b> J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複写、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指標提供元にて円換算しております。

### 3. 運用実績

※運用実績について別途月次等で適時開示する予定であり、その場合委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

ファンドの運用は、2025年10月7日から開始する為、届出日現在運用実績はありません。

#### **基準価額・純資産の推移**

該当事項はありません。

#### **分配の推移**

該当事項はありません。

#### **主要な資産の状況**

該当事項はありません。

#### **年間収益率の推移**

該当事項はありません。

※ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	当初申込期間：1口=1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日および英国における休業日においては、スイッチングを含めお申込みの受付は行いません。
購入の申込期間	当初申込期間：2025年9月10日から2025年10月6日まで 継続申込期間：2025年10月7日から2026年11月18日まで 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。 また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、 購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(2025年10月7日設定)
繰上償還	各ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年8月20日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。 ※第1期の決算日は2026年8月20日とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンドにつき5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ( <a href="https://www.fidelity.co.jp/">https://www.fidelity.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎年8月のファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は有価証券届出書提出日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、各コース間でスイッチングが可能です。スイッチングに伴うご換金にあたっては、通常のご換金と同様に税金がかかります。 ※スイッチングの取扱い内容等について、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

# 4. 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

**3.30%(税抜3.00%)を上限**として販売会社が定めます。

※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、年0.803%(税抜0.73%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)の配分

(年率/税抜)

運用管理費用(信託報酬)

ファンドの純資産総額に対して	0.73%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
委託会社	0.05%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.65%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

ファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。

投資対象とする投資信託証券\*

最大年率0.847%(税抜0.77%)

**最大年率1.65%(税抜1.50%)**

※2025年4月28日時点のモデルポートフォリオを基に試算した、投資対象ファンドの運用報酬を含めた実質的な信託報酬は、以下となる見込みです。投資対象ファンドの配分比率の調整により、運用開始後の実質的な信託報酬は変動するため、この限りではありません。

スタンダード: 1.2744%(税抜1.1766%)程度

グロース: 1.4408%(税抜1.3188%)程度

アグレッシブ: 1.5868%(税抜1.4436%)程度

その他費用・手数料

組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。

**組入有価証券の売買委託手数料**：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

**信託事務の諸費用等**：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息

法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

**法定書類等の作成等に要する費用**：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用

**監査費用**：ファンドの監査人等に対する報酬及び費用

\* 2025年8月25日現在の投資対象ファンドに基づくものです。この値は、あくまでも目安であり、投資対象ファンドの変更や組入状況等により変動します。

\* 投資対象ファンドの運用管理費用以外の費用が発生する場合があります。

\*当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は有価証券届出書提出日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 4. 手続・手数料等

### (参考情報) ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間の末日が到来していないため、該当事項はありません。

## 5. 追加的記載事項

### 指定投資信託証券の概要(2025年8月25日現在)

ファンドは、下記の指定投資信託証券を主要投資対象とします。

下記の記載事項は、当該指定投資信託証券固有の事情により変更される場合があります。

下記の投資対象ファンドは、指定投資信託証券から除外される場合や、新たに追加される場合があります。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・グローバル社債・リサーチ・エンハンスト PAB UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て)	FILインベストメンツ・インターナショナル(英国)	主として、世界の投資適格社債に投資を行ない、パリ協定の温室効果ガス排出削減に関する気候目標と調和的な形で、インカムの確保及び元本の成長を目指します。
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド (為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FIAM LLC(米国)	フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、米ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド債券)を主要な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目的に積極的な運用を行なうことを基本とします。
フィデリティ・グロース・オポチュニティ・ファンド (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FIAM LLC(米国)	フィデリティ・グロース・オポチュニティ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界(除く日本)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
フィデリティ・世界割安成長株投信 3 (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FIAM LLC(米国)	フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
フィデリティ・新興国中小型成長株投信 2 (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FIAM LLC(米国)	フィデリティ・新興国中小型成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として新興国の国内経済の長期的な成長トレンドから恩恵を受ける中小型企業の株式等(預託証券を含みます。以下同じ。)に投資し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

上記の投資信託証券の早期償還、購入・換金申込の受付停止、上場廃止、および、それらの可能性が高まつたと委託会社が判断した場合、その他やむを得ない事情により投資不能となつた場合には、以下の投資信託証券に投資する場合があります。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・グローバル株式・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て)	FILインベストメンツ・インターナショナル(英国)	主としてグローバル株式に投資を行ないます。
フィデリティ・エマージング・マーケット株式・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て)	FILインベストメンツ・インターナショナル(英国)	主として新興国の株式に投資を行ないます。
フィデリティ・USDハイ・イールド社債・リサーチ・エンハンスト PAB UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て)	FILインベストメンツ・インターナショナル(英国)	主として、世界の米ドル建ハイ・イールド債券に投資を行ない、パリ協定の温室効果ガス排出削減に関する気候目標と調和的な形で、インカムの確保及び元本の成長を目指します。
iシェアーズ・コア・グローバル・アグリゲート・ボンド UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て)	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	ブルームバーグ・グローバル総合・インデックストと同水準の投資成果を目指します。



